

浜岡原子力発電所1, 2号機 廃止措置計画認可申請書の一部補正について

平成 21 年 9 月 15 日

平成21年6月1日、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書」を経済産業大臣に提出しました。

(平成21年6月1日公表済み)

本日(9月15日)、廃止措置計画認可申請書の一部補正について取りまとめ、経済産業大臣に提出しました。

補正は、記載内容をより適切にするため、必要に応じて行うものです。

主な補正の内容は以下のとおりです。

(1)解体工事における事故防止対策に関する記述の追記

「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方(※1)」(原子力安全委員会)を踏まえ、火災等の安全対策に「可燃性物質の保管」に関する記述を追記しました。

(2)冷温臨界試験(※2)のみを経験した燃料等の取り扱いに関する記述の追記

使用済燃料貯蔵施設に保管している冷温臨界試験のみを経験した燃料の気中での取り扱いに関する線量当量率の評価と、新燃料の気中での取り扱いに関する記述を追記しました。

(3)放射性液体廃棄物(※3)の処理・管理の計画に関する記述の追記

解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理について、「放射性液体廃棄物は、原則として環境には放出せず再使用する」との記載に関し、実態に合わせて、洗濯廃液系等は環境に放出(※4)する旨の記載を追記しました。

(4)周辺公衆の被ばく評価結果の修正

解体工事準備期間中における1号機復水ろ過脱塩装置建屋からの放射線量を見直し、周辺公衆の被ばく評価値を修正しました。

(5)その他記載の適正化を行いました。

今後、今回提出した補正内容も含め、国において、引き続き審査が行われます。

- ※1 「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」は、昭和60年12月19日に原子力安全委員会決定(平成13年8月6日一部改訂)されたもので、原子炉施設の解体に伴う安全確保に万全を期すため、原子炉の機能停止措置のあり方、解体中の維持管理のあり方、解体作業における安全確保のあり方、解体完了確認のあり方等に対する基本的考え方を取りまとめたものです。
- ※2 冷温臨界試験とは、炉心設計のプログラムによる解析が適切であることを確認するため、原子炉を短時間局所的に臨界状態にする試験のことで、原子炉起動に向けた準備の一環で行ったものです。
- ※3 放射性液体廃棄物は、解体工事準備期間中は系統除染廃液等であり、原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降は汚染の除去工事に伴い発生する廃液等です。
- ※4 手洗い廃液や洗濯廃液等は、放射能濃度が極めて低いことから、ろ過処理後、放射性物質の濃度が低いことを確認したうえで復水器冷却水と混合、希釈して放出しています。

以上